

鈴鹿市教育委員会事務局 障害者活躍推進計画

機関名	鈴鹿市教育委員会事務局
任命権者	教育長
計画期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）
鈴鹿市教育委員会事務局における障害者雇用に関する課題	○鈴鹿市教育委員会事務局では、これまで障がい者に限定した募集・採用は行っていない。 ○障がいを持つ職員が若干名在籍してはいるが、これまで市長部局で一括して採用（パートタイム会計年度任用職員等を除く）してきており、大きな問題は生じていないところだが、組織的な体制整備は特段行っていない。 ○法定雇用率については、任命権者ごとではなく、全庁的に一括して市長部局（人事課）で算定している為、認識を持っていない。
目標	
1 採用に関する目標	○職員の障害者雇用の推進に関する理解を促進する。
2 定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせないことを目指す。
取組内容	
1 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として教育長を選任する。 ○障がい者である職員の相談窓口を設定し、グループウェア等により周知する。
2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○障がい等により従来の業務遂行が困難となった職員から相談があった場合は、個々（所属長）に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○個々（所属長）の相談のほか、半期ごとに所属長により実施している人事評価面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障がい者である職員からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 本人が希望する場合には、「精神障害者等の就労パスポート」の活用等により、就労支援機関等と障害特性等についての情報を共有し、適切な支援や配慮を講じる。
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律及び鈴鹿市障害者就労施設等からの物品等の調達方針に基づく障害者

	就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。
--	-----------------------------------